

○中川村ずく出し協働事業補助金交付要綱

平成16年3月30日

告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の道路及び水路等の生活基盤、又は農業基盤の整備及び維持管理を地域住民自らが積極的に行うことを目的とし、地域住民が実施する地元施行土木事業に対して村が補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 補助金交付の対象とする施設は、村道、農道及びこれに準ずる公衆用道路、又は普通河川、用悪水路及びため池（以下「対象施設」という。）とする。ただし、受益者が個人に特定される施設は対象としない。

(対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、地区又は対象施設を管理する組合若しくは団体（以下「地区等」という。）とする。

(対象事業及び補助額の基準)

第4条 補助金交付の対象とする事業は、次の各号に掲げる地区等が実施する事業とする。

- (1) 対象施設の改良、修繕又は維持管理するための工事等
- (2) 人里に出没するクマやニホンザル等（以下「鳥獣」という。）による農作物等被害及び人身被害を防止するための、鳥獣の生息区域と人間の生活区域の間に設けられる一定の空間区域（以下「緩衝帯」という。）を整備するための伐採等

2 対象とする事業の種類及び補助額の基準は別表のとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を実施する1か月前までに補助金交付申請書を村長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 村長は、前条に定める申請書を受理したときは、内容審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書により補助金交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知する。

(事業の実施及び報告)

第7条 申請者は補助金交付の決定を受け事業に着手し、事業を完了したときは、速やかに実績報告書を村長に提出しなければならない。

2 申請者は補助金交付決定後に事業の計画を変更するときは、速やかに村長に届け出なければならない。

(補助金の確定及び交付)

第8条 村長は、前条第1項による実績報告書の提出があったときは、事業の実施状況の確認を行い、補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日告示第20号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日告示第10号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第31号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年12月5日告示第55号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

事業の種類	補助の対象とする経費	要件	補助率等
施設改良・修繕工事	(1) 地区等が直接施工する場合 資材費及び重機等借上費		10分の10以内 ただし、重機等借上費は2分の1以内
	(2) 業者等へ工事を請け負わせる場合 請負代金のうち、直接工事費相当額		2分の1以内 ただし、既設施設の除去費及びため池に係る工事は10分の10以内

道路舗装（コンクリート又はアスファルト）工事	(1) 地元等が直接施工する場合 既設舗装処理費、資材費及び重機等借上費		10分の10以内 ただし、重機等借上費は2分の1以内
	(2) 業者等へ工事を請け負わせる場合 請負代金のうち、直接工事費相当額		2分の1以内 ただし、既設舗装除去に係る費用は10分の10以内
道路維持管理	骨材（砕石・山砂等） 購入費及び運搬費		10分の10以内
除雪用機械器具購入	機械器具等の購入、又は製作に要する費用		種類ごとに別に定める限度額の範囲内で10分の8以内
緩衝帯整備	(1) 対象の緩衝帯にかかる、地区等による整備に要する費用	・皆伐又は間伐とし、間伐の場合1㎡当たり1本以下とする。	1アール当たり1万円とし、30万円を限度とする。
	(2) 対象の緩衝帯にかかる、業者委託による整備に要する費用	・やぶ等の刈り払いが主の場合、対象範囲内において立竹木の伐採を伴うもの。 ・地区等が整備する場合、作業者が傷害保険に加入していること。 ・緩衝帯整備にかかる所有者の同意があるもの。	2分の1以内とし、1箇所当たり15万円を限度とする。
緩衝帯整備機械器具購入	緩衝帯の整備に必要な機械器具の購入に要する費用		2分の1以内とし、機械器具1台当たり5万円を限度とする。